

認証の詳細

＜野手用フェイスマスク＞

— 目次 —

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表1：製造設備基準

表2：検査設備基準

表3：型式区分（ロット認証と共通）

表4：型式確認申請手数料

表5：型式確認試験の委託検査機関

表6：型式確認試験の有効期限

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証によるマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

表11：ロット認証の申請手数料

表12：ロット認証のSGマーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SGマーク表示の場合

表1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 金属製線材の切断加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	1. 金属製線材を適切に切断加工できること。
2. 金属製フレームの溶接加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	2. 金属製線材を適切に溶接加工できること。
3. 金属製フレームの熱処理加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	3. 金属製フレームを適切に熱処理加工できること。
4. 金属製フレームの研磨加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	4. 金属製フレームを適切に研磨加工できること。
5. 樹脂製フレームの原材料の配合設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	5. 樹脂原材料を適切に計量し、混合できること。
6. 樹脂製フレームの成形加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	6. 樹脂製フレームを適切に成形加工できること。
7. フレームの表面加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	7. フレームを適切に表面加工できること。
8. 着装体部材の切断加工設備	8. 着装体の各部材を適切に切断加工できること。
9. 着装体の縫製加工設備	9. 着装体の各部材を適切に縫製加工できること。
10. 組立加工設備	10. 各部材を適切に組立加工できること。
ただし、金属製線材の切断加工、金属製フレームの溶接加工、金属製フレームの熱処理加工、金属製フレームの研磨加工、樹脂製フレームの原材料の配合、樹脂製フレームの成形加工、フレームの表	

面加工、着装体部材の切断加工又は着装体の縫製加工の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者から当該加工によるフレーム又は着装体の供給を受ける者であって一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該加工設備の一部又は全部を備えることを要しない。	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

表2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備	1. 切断機及びノギス（日本工業規格 B7507 昭和54年）又はこれと同等以上のものを備えていること。また、フレームの隙間を確認するための断面形状を有したゲージを備えていること。
2. フレームの曲げ試験設備	2. フレーム底面を水平に設置するための定盤及び鋼製スペーサー、フレームの切断設備、作用点の先端半径 10.0mm、長さ 30mm の半円柱の作用点で適切にフレームの曲げ試験を行うことができる付加設備を備えていること。
3. 着装体の保持性能試験設備	3. フレーム底面を水平に保持し、適切に着装体の引っ張り試験を行うことができる付加設備を備えていること。
4. 衝撃強度試験設備	4. フレーム底面を水平に設置するための定盤及び鋼製スペーサー、フレームの切断設備、先端半径 40mm の半球形、質量 4.0kg のストライカを自由落下させて適切にフレームの衝撃強度試験を行うことができる設備を備えていること。

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

使用対象者による区分	(1) 硬式野球用
	(2) 硬式野球一般用
	(3) 硬式野球小学生以下用
	(4) 軟式野球用
	(5) 軟式野球一般用
	(6) 軟式野球小学生以下用
	(7) ソフトボール一般用
	(8) ソフトボール一般用A
	(9) ソフトボール一般用B
	(10) ソフトボール小学生以下用
	(11) ソフトボール一般用B及びソフトボール小学生以下用
	(12) 硬式野球用及び軟式野球用
	(13) 硬式野球用及びソフトボール一般用
	(14) 硬式野球小学生以下用及び軟式野球小学生以下用並びにソフトボール小学生以下用
	(15) 軟式野球一般用及びソフトボール用
	(16) 軟式野球一般用、ソフトボール一般用B及びソフトボール小学生以下用
	(17) 軟式野球一般用、ソフトボール一般用B、軟式野球小学生以下用及びソフトボール小学生以下用
	(18) 軟式野球小学生以下用及びソフトボール小学生以下用
フレームの材質	(1) 鋼製のもの
	(2) チタン製のもの
	(3) 鋼製、チタン製以外の金属製のもの
	(4) 樹脂製のもの
	(5) その他

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。 	三菱 UFJ 銀行東京公務部 支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人製品 安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 74,800 円（税抜 68,000 円） 	委託検査機関が案内する 方法によりお支払いください。

- 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利1丁目12番1号 TEL : 03-5669-1382 FAX : 03-5669-1387 	3個/型式 試料を送付する際は、メ モ添付等分かるようにし てください

表6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より3年

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

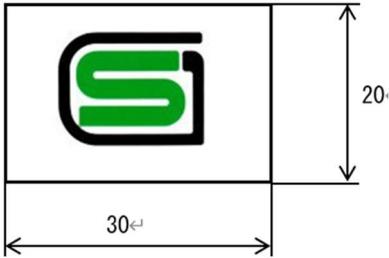
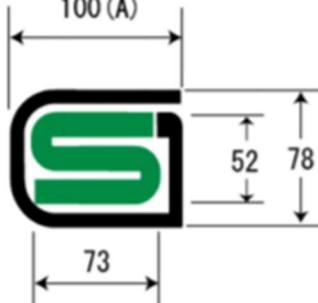
表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は20mm×30mmです。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。 申請者はSGラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p> </div>
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	<p>図2に示すSGマークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出で表示します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは2.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表8の手数料をお支払ください。</p> </div>

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	22円/個（税抜 20円/個） ※1 SGラベルの送付先が外国の場合には 別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料 です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支 店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人製品安全 協会 MUFG Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共に）

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より3年間

2. ロット認証による SGマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利1丁目12番1号 TEL : 03-5669-1382 FAX : 03-5669-1387
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表11：ロット認証の申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

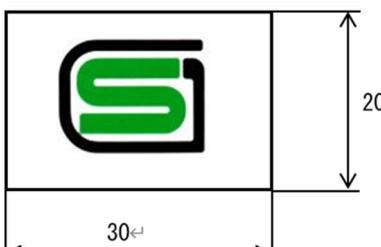
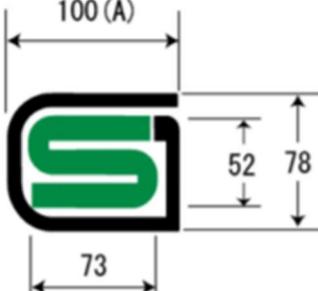
ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先										
一般財団法人ボーケン品質評価機構	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） 74,800円（税抜68,000円） ※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査 (①+②+③) ① 22円/個（税抜20円/個） ② ロットの大きさ毎の額 <table><thead><tr><th>ロット数</th><th>検査料</th></tr></thead><tbody><tr><td>650 以下</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>651～1,600</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>1,601～4,000</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>4,001～10,000</td><td>45,000円</td></tr></tbody></table> ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	ロット数	検査料	650 以下	20,000円	651～1,600	25,000円	1,601～4,000	35,000円	4,001～10,000	45,000円	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料											
650 以下	20,000円											
651～1,600	25,000円											
1,601～4,000	35,000円											
4,001～10,000	45,000円											

- 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表12：ロット認証のSGマーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は20mm×30mmです。</p>  <p>図1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。 申請者はSGラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	<p>図2に示すSGマークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しへ表示します。</p>  <p>図2 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは2.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることができます。 申請ごとに表8の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/6/1：基準制定